

新型コロナワクチン接種コールセンター委託料過大請求に係る返戻金について

1. 事業者 近畿日本ツーリスト（株）横浜支店
2. 契約期間 令和3年2月24日 ～ 令和5年5月31日
※うち返戻の対象となる期間 令和4年1月分～令和5年3月分
3. 返戻金 1,873千円

4. 返戻金内訳

	過大請求金額	遅延損害金額	合計
令和4年1月分	1,633円	88円	1,721円
令和4年2月分	381,222円	20,742円	401,964円
令和4年3月分	22,596円	1,203円	23,799円
令和4年4月分	8,113円	404円	8,517円
令和4年5月分	28,205円	1,339円	29,544円
令和4年6月分	353,162円	16,168円	369,330円
令和4年7月分	432,786円	18,319円	451,105円
令和4年8月分	29,185円	1,134円	30,319円
令和4年9月分	0円	0円	0円
令和4年10月分	28,041円	993円	29,034円
令和4年11月分	162,206円	5,186円	167,392円
令和4年12月分	253,737円	7,674円	261,411円
令和5年1月分	48,079円	1,315円	49,394円
令和5年2月分	34,630円	888円	35,518円
令和5年3月分	14,483円	313円	14,796円
合計	1,798,078円	75,766円	1,873,844円

以上